

静岡県告示第76号

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年静岡県告示第828号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月14日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第7 対象講座指定の申請</p> <p>受講修了時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）<u>第2条第33号の2</u>に規定する<u>老人控除対象配偶者</u>、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>第9 支給の申請</p> <p>給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。</p>	<p>第7 対象講座指定の申請</p> <p>受講修了時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）<u>第2条第33号</u>に規定する<u>同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）</u>、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>第9 支給の申請</p> <p>給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。</p>

(1) 受講修了時給付金

ア 提出書類 各1部

(7)～(エ) (略)

(カ) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号の2に規定する老人控除対象配偶者、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(キ)～(コ) (略)

イ (略)

(2) 合格時給付金

ア 提出書類 各1部

(7)～(エ) (略)

(カ) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号の2に規定する老人控除対象配偶者、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(キ)～(ク) (略)

イ (略)

(1) 受講修了時給付金

ア 提出書類 各1部

(7)～(エ) (略)

(カ) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(キ)～(コ) (略)

イ (略)

(2) 合格時給付金

ア 提出書類 各1部

(7)～(エ) (略)

(カ) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(キ)～(ク) (略)

イ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。